

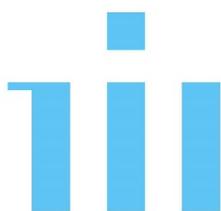
第5次いちかわハートフルプラン (案)

市川市障害者計画

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

【令和6～8年度】

(2024～2026年度)



市川市

-目次-

第1部 総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節	これまでの経緯	2
第2節	第5次いちかわハートフルプランとは	4
第2章	障がい者福祉の現状と課題	
第1節	障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節	障害者手帳所持者数	11
第3節	前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況	22
第4節	障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	37
第5節	まとめ	40

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節	理念	45
第2節	将来像	46
第3節	基本目標	47
第4節	施策推進の方向	48
第5節	各施策に共通する横断的視点	49
第6節	理念等の構造	51

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項	子育て支援	53
第2項	学校教育	56

第2節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第1項	就労支援・雇用促進	58
第2項	生涯学習・文化・スポーツ	61

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項	地域生活の支援	63
-----	---------	----

第2項	情報アクセシビリティ・意思疎通支援	68
第3項	保健・医療	70
第4節	相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項	相談	72
第2項	権利擁護	76
第5節	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項	災害や感染症の対策	78
第2項	まちづくり・居住環境整備	80
第6節	地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	83
第2項	支援人材の確保と質の向上	86

第3部 第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

第1章	計画の方向性	90
第2章	成果目標と活動指標	93
第3章	障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節	障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	100
第2節	障害福祉サービスの整備	
第1項	訪問系サービス	102
第2項	日中活動系サービス	104
第3項	居住系サービス	108
第3節	相談支援の整備	111
第4節	地域生活支援事業の整備	
第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	114
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	116
第3項	相談支援事業（必須事業）	117
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	120
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	121
第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	122
第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	124

第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	126
第9項	移動支援事業（必須事業）	127
第10項	地域活動支援センター（必須事業）	128
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	130
第4章 児童福祉法に係るサービス		
第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	132
第2節	障害児通所支援等の整備	133

第4部 資料

(作成中)



第1部
総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせて、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

第 2 節 第 5 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 5 次いちかわハートフルプランとは

○第 5 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で
は一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本
的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、
策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計
画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」るこ
ととされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 7 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 3 期の計画に当たります。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

- 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
 - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援（障害児相談支援）及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 各年度における指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な量の見込み
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
 - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の数及びその障がいの状況を

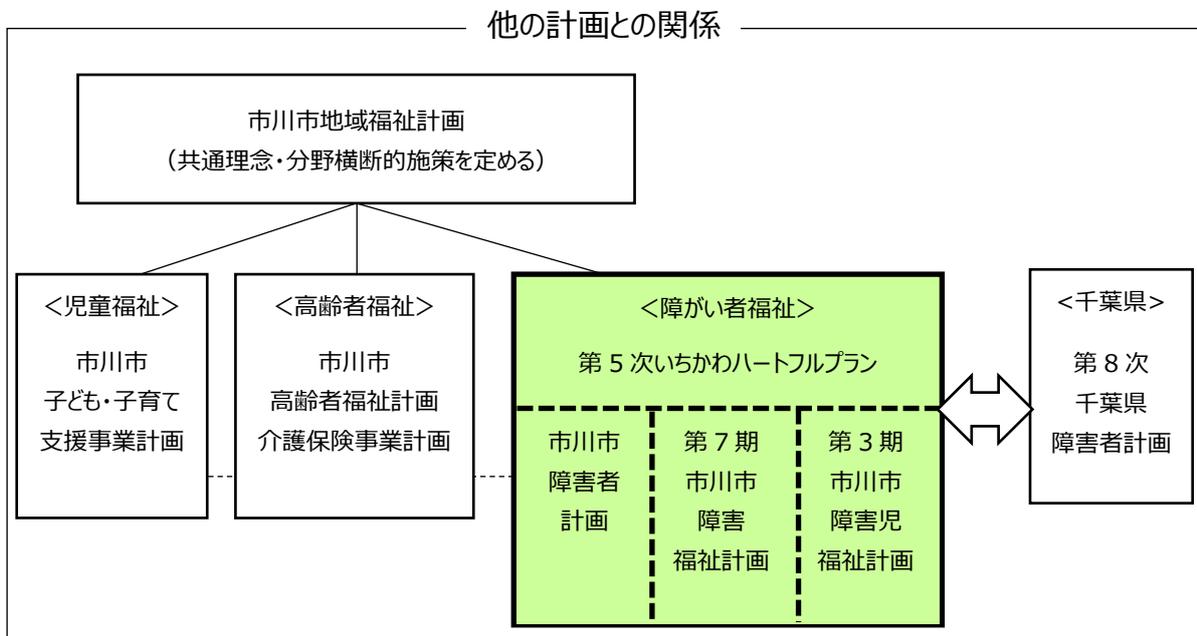
勘案して作成すること。

- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画の詳細については、第3部に記載します。

(6) 他の計画との関係

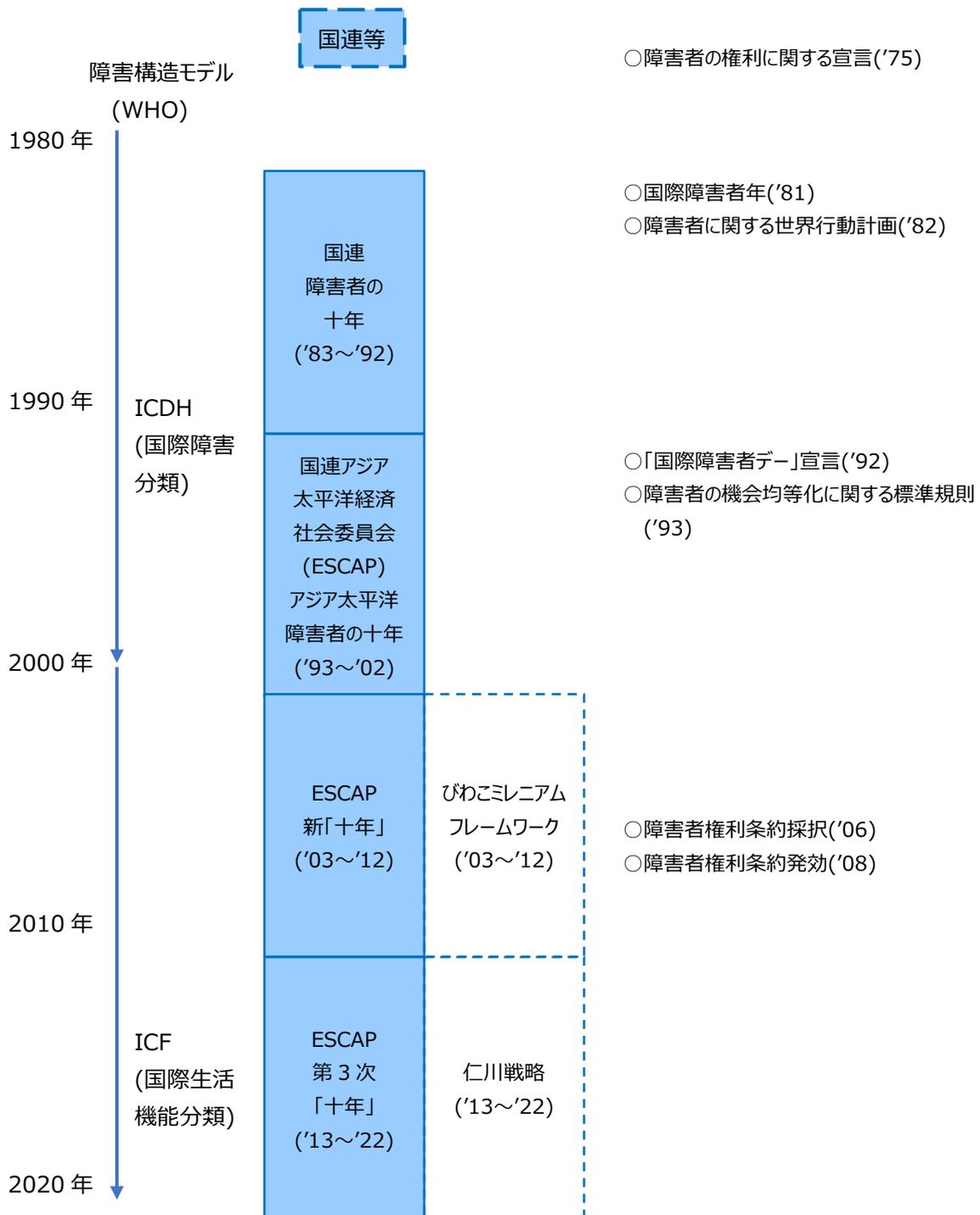
- 第5次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

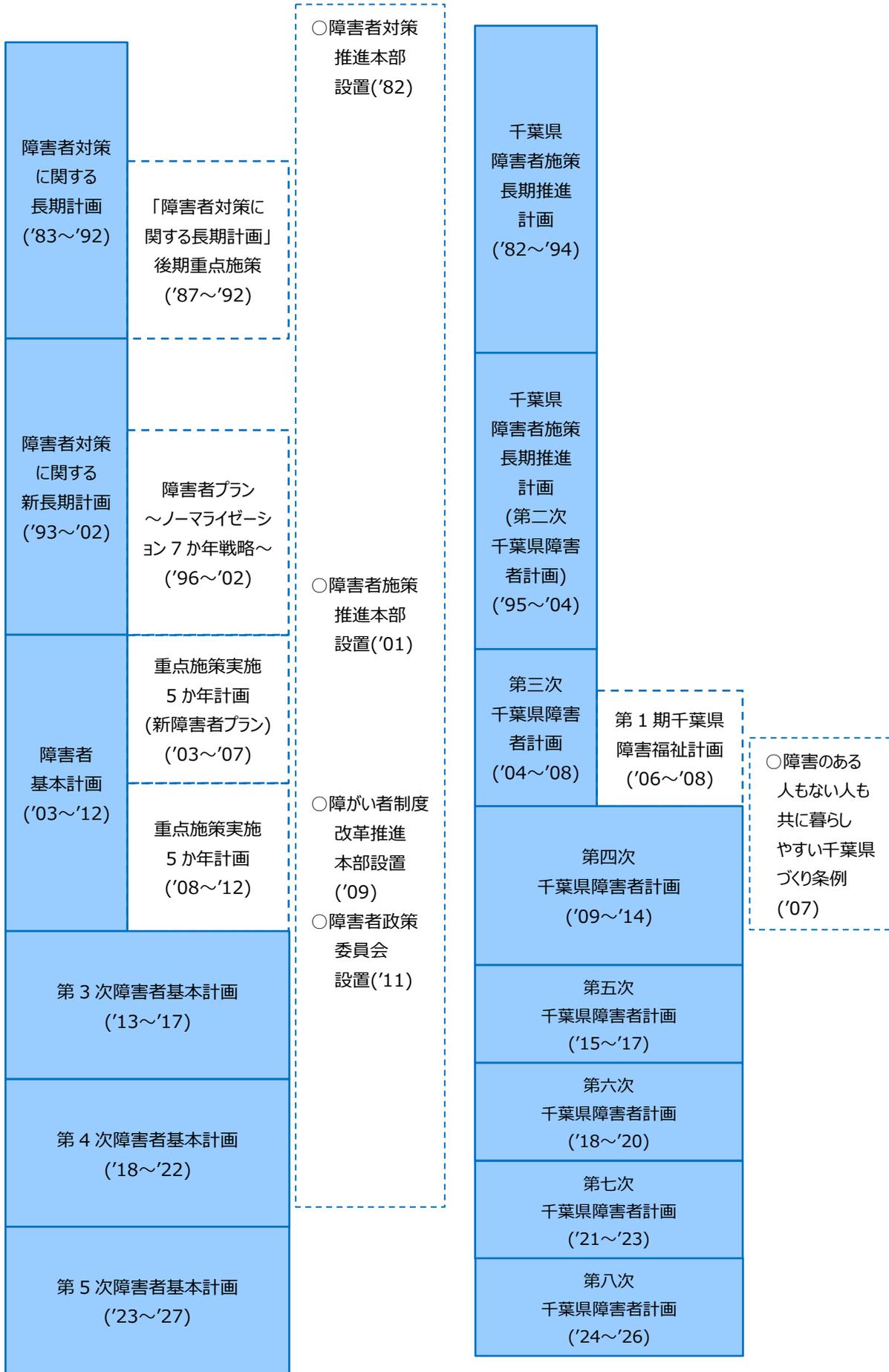
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

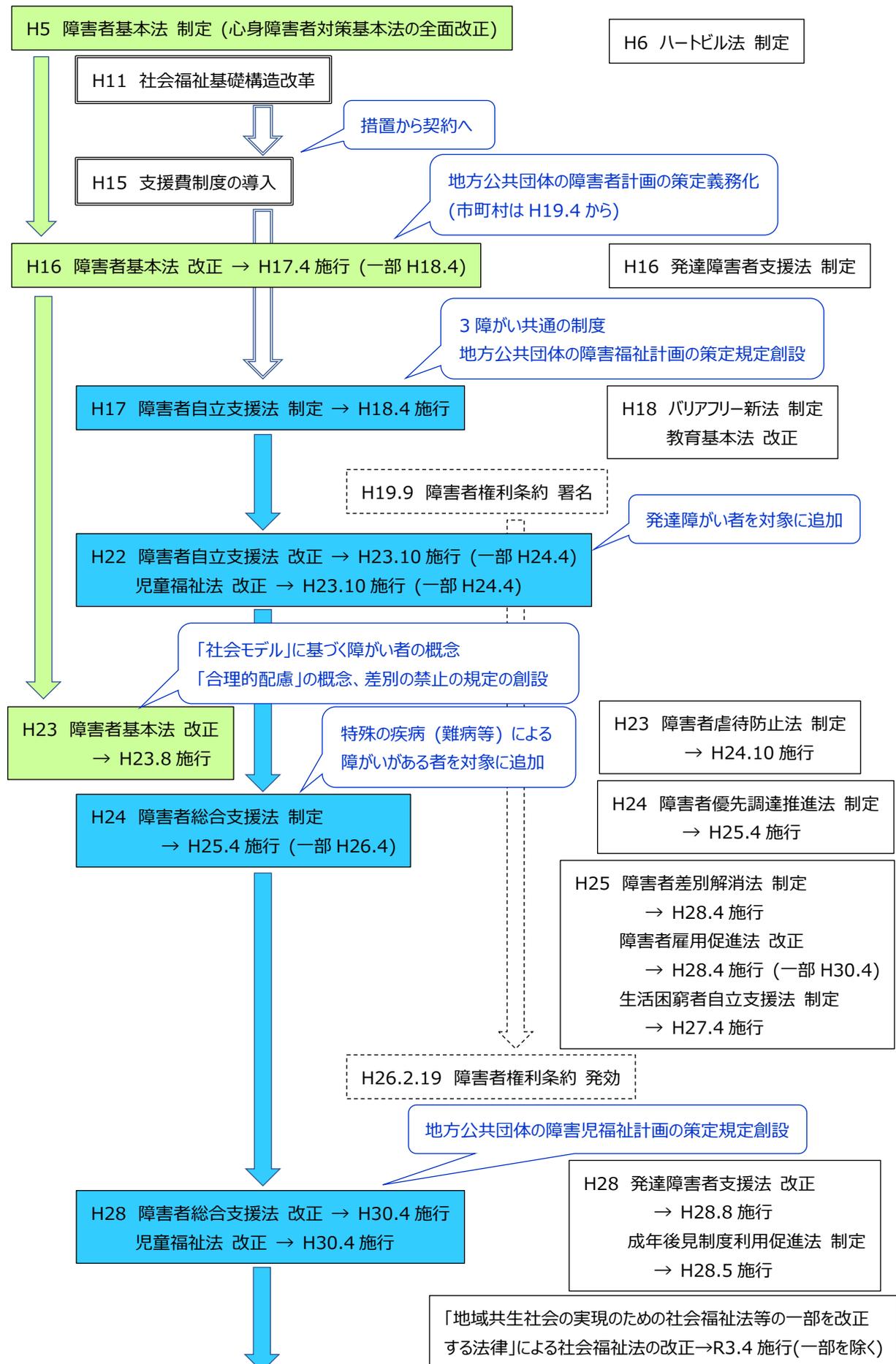


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷





地域生活支援拠点等の整備と基幹相談支援センターの設置の努力義務化

R4 障害者総合支援法 改正 → R6.4 施行

R4 障害者による情報の取得及び利用
並びに意思疎通に係る施策の推進に
関する法律 制定
→ 公布日施行

第2節 障害者手帳所持者数

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数の傾向を整理しました。

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年はわずかに減少傾向にあり、年平均で約0.5%ずつ減少しています。

千葉県で見るとほぼ増減なく横ばい、全国で見ると年平均約1.1%ずつ減少している傾向があります。

全国・千葉県・市それぞれでわずかな違いはありますが、身体障害者手帳所持者数は、全体的に横ばいか、わずかな減少傾向にあると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。

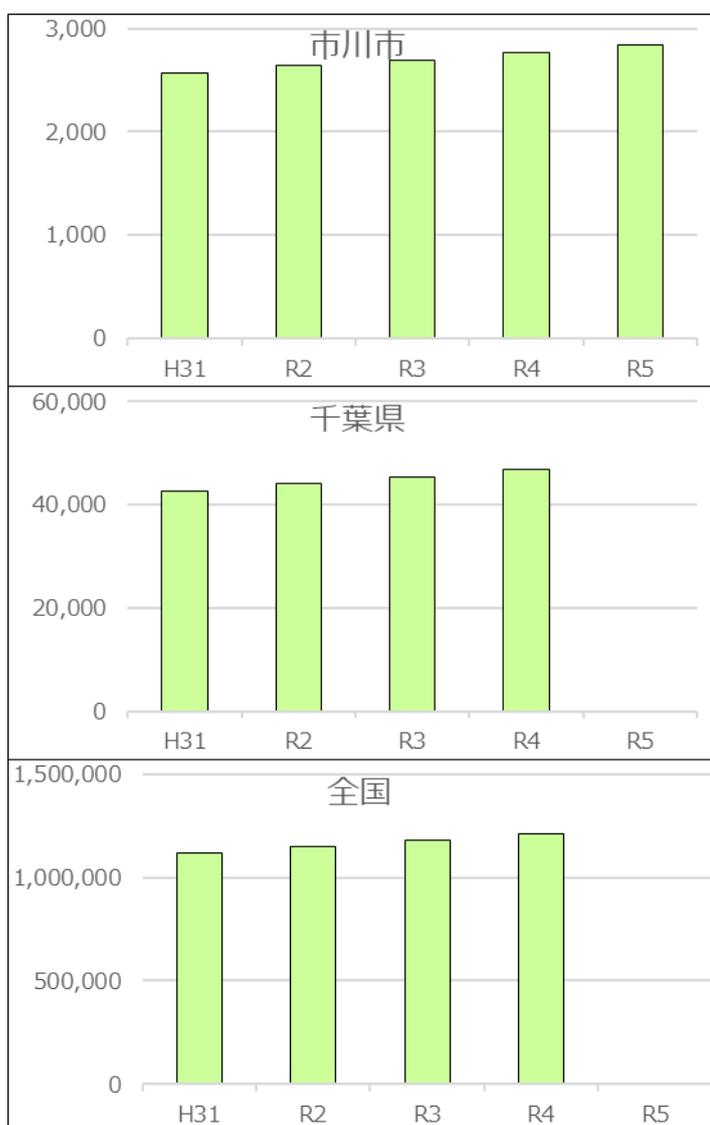


(※ 各年の3月31日時点)

(2) 療育手帳所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々やや増加していく傾向にあります。年平均で約 2.5%の増加を続けていますが、千葉県全体で見ると年平均約 3.2%の増加、全国では年平均約 2.8%の増加傾向となっており、他と比較すると本市の増加傾向は緩やかな方であると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、他の2つの障害者手帳所持者数と比べると、本市、千葉県、全国のいずれを見ても、最も増加傾向が顕著となっています。

市川市では年平均で約6.6%の増加傾向にあり、千葉県では年平均で約7.7%、全国では年平均で約5.9%と、高い増加傾向を示しています。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



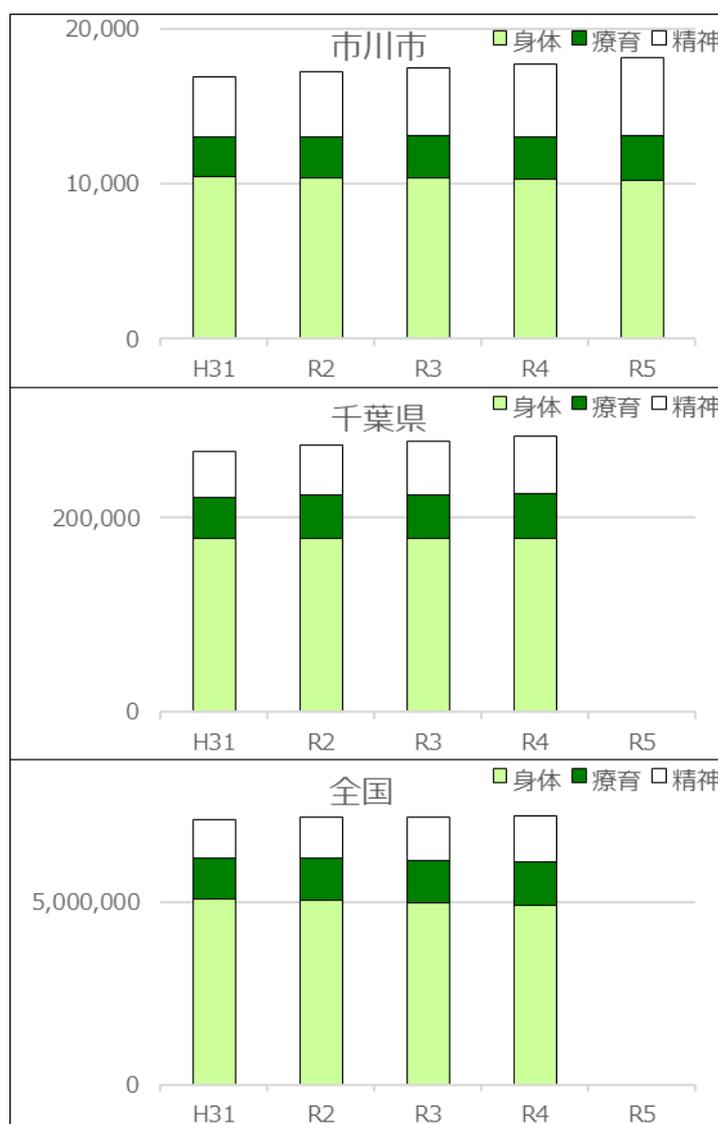
(※ 各年の3月31日時点)

(4) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計

3つの障害者手帳所持者数の合計を見ると、市川市では年平均で約1.7%の増加傾向、千葉県では年平均で約2.0%の増加傾向、全国では年平均で約0.5%の増加傾向にあります。

3つの障害者手帳の中では、身体障害者手帳の所持者数が最も多く、横ばいか、わずかに年々減少していく傾向にあり、それに対して、数としては少ない療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加する傾向にあつて、3手帳全体として見ると増加傾向にあることから、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加傾向が強く表れていることが見て取れます。

ただ、身体障害者手帳所持者数は横ばいかわずかに減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は特に増加傾向、という特徴は、市川市、千葉県、全国それぞれで、同様であることが分かります。



(※ 各年の3月31日時点)

(5) 人口に対する障害者手帳所持者数の割合

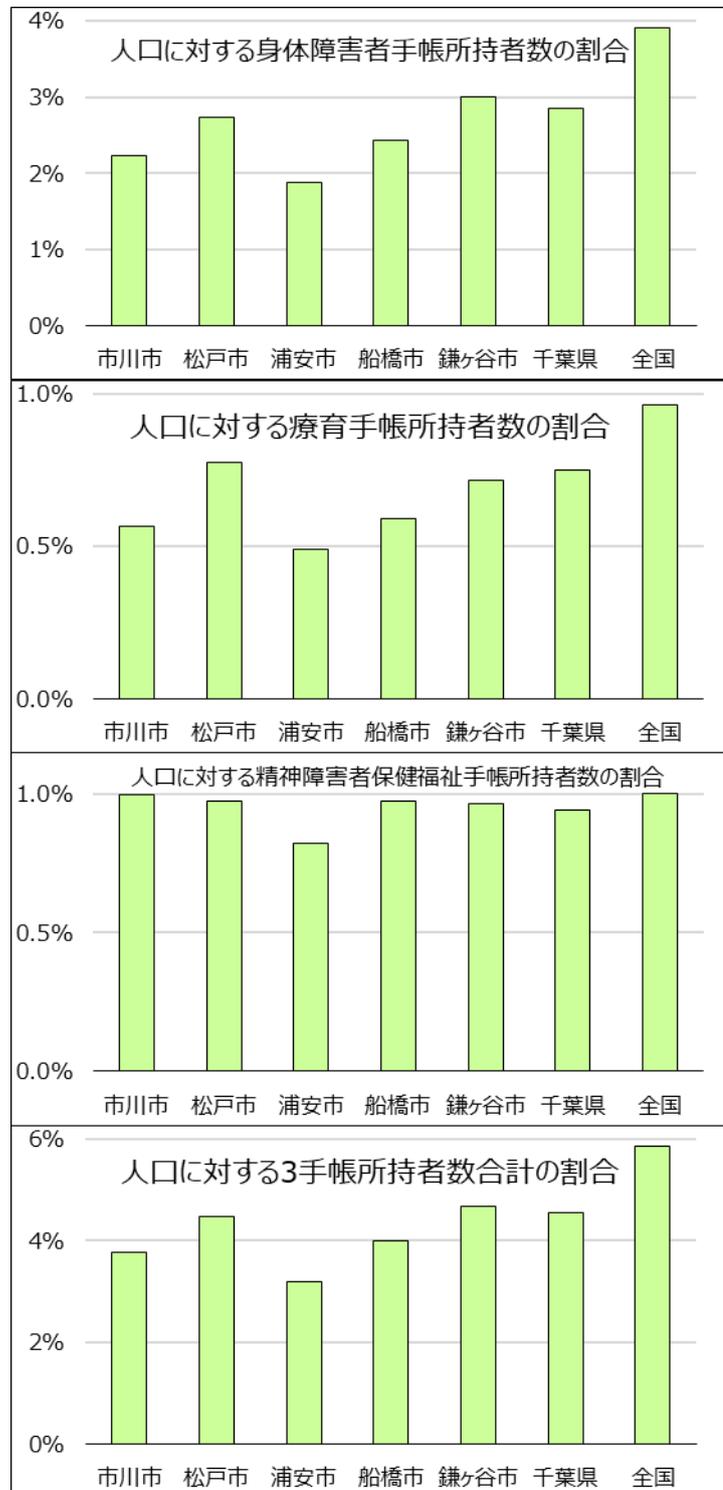
次に、隣接市並びに千葉県及び全国の障害者手帳所持者数の状況を見てみます。

身体障害者手帳所持者で見ると、全国の割合が突出して高く、市川市は隣接市と比べて割合が低めであることが分かります。

療育手帳所持者で見ても、隣接市に比べて市川市は割合が低く、特に人口規模がほぼ同じである松戸市との違いが、身体・療育とも顕著となっています。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者については、浦安市を除けば、本市・隣接市・千葉県・全国で大きな違いがないことが見て取れます。隣接市や千葉県と比べると、市川市は割合がやや高めです。

3つの障害者手帳所持者数の合計で見ると、本市は、隣接市や千葉県と比べ、割合が高い方とは言えません。これは、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合が低いことが影響しており、他の2つの障害者手帳所持者数と比べても、隣接市と比べても、本市は精神障がい者がやや多い市であると言えます。

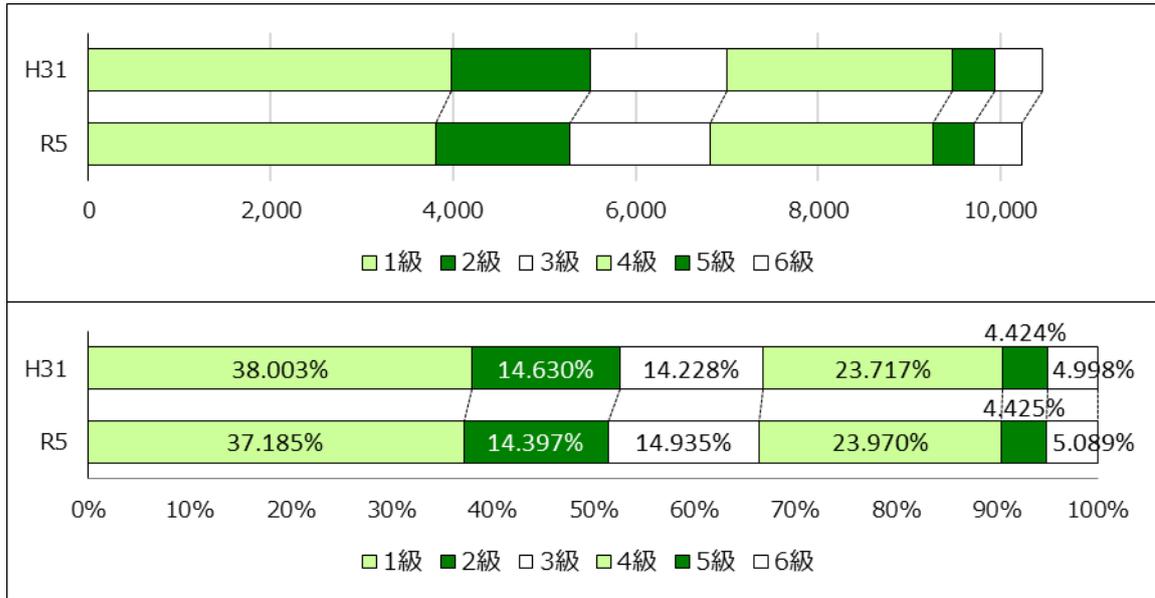


(※ 令和4年3月31日時点。)

(※ 人口は住民基本台帳人口を用いています。)

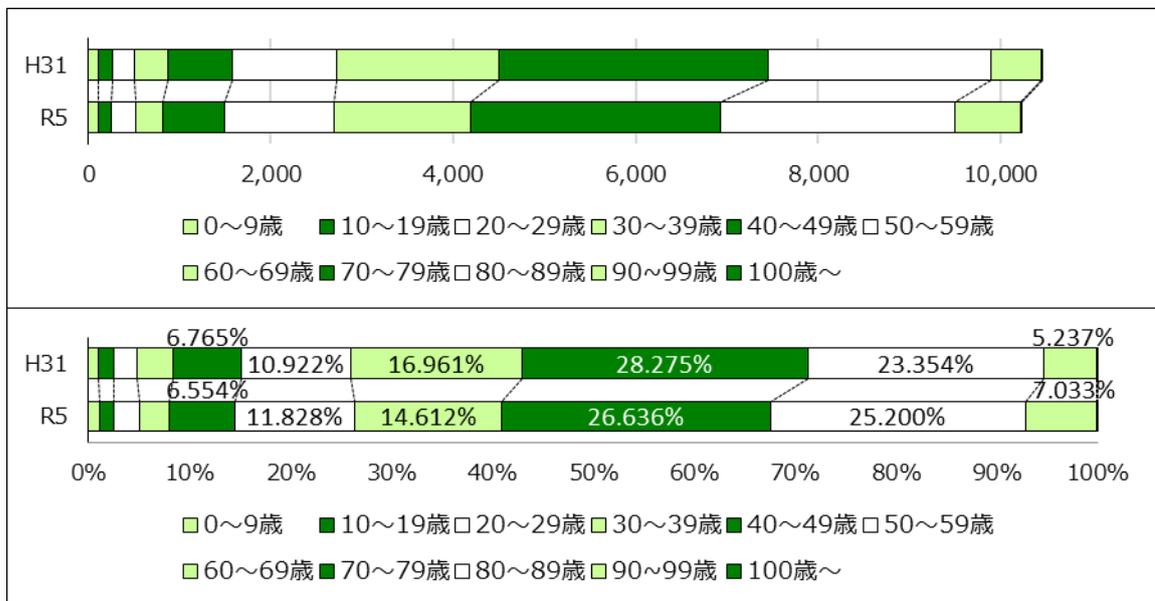
(6) 本市の身体障害者手帳所持者の内訳

① 等級別



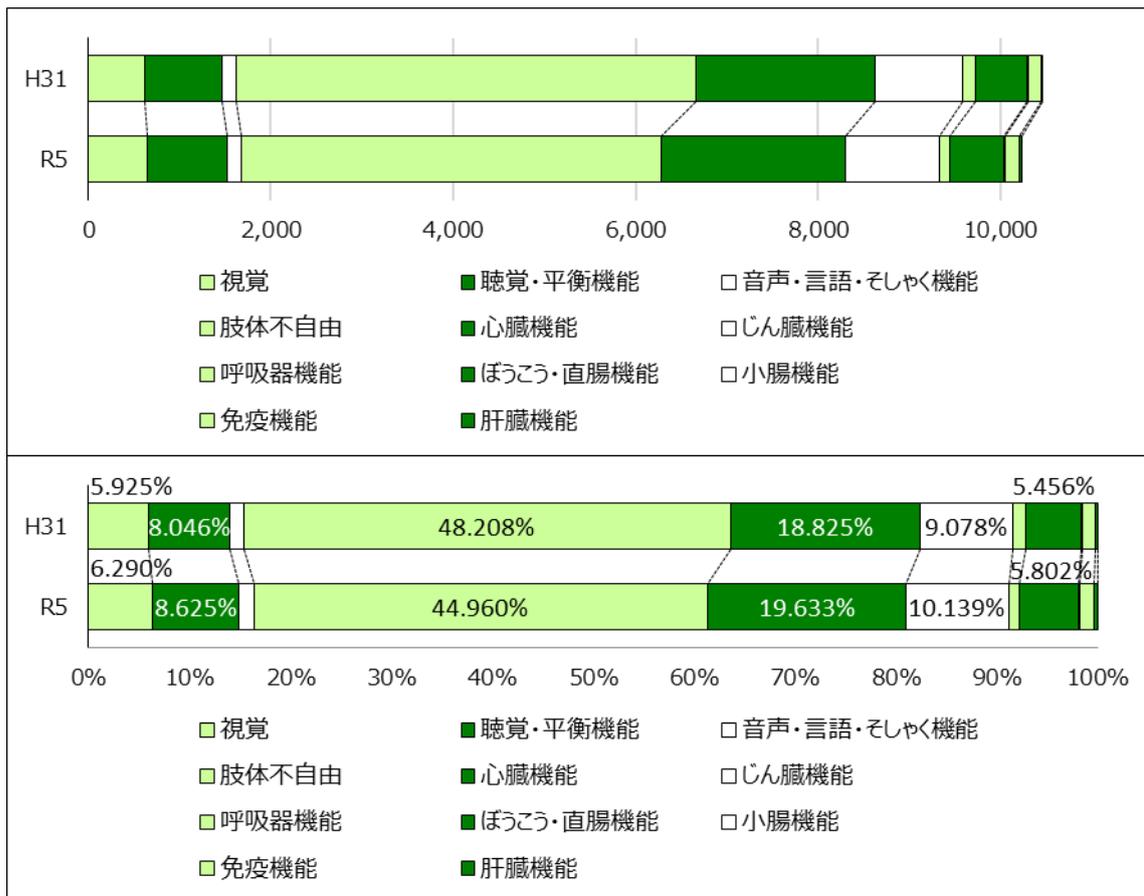
身体障害者手帳所持者全体としては減少傾向にある中で、割合としては 1、2 級がわずかに減少、3～6 級がわずかに増加していますが、概ね割合に大きな変化はありません。6 つの等級の中では、1 級、4 級の割合が大きくなっています。

② 年齢別



0 歳代、20 歳代、50 歳代、80 歳代、90 歳代が、数、割合ともに増加しています。各年代の中では、70～80 歳代の割合が大きく、この 2 つで全体の半分以上を占めています。身体障害者手帳の所持者には高齢者が多いことが分かります。

③ 障害部位別

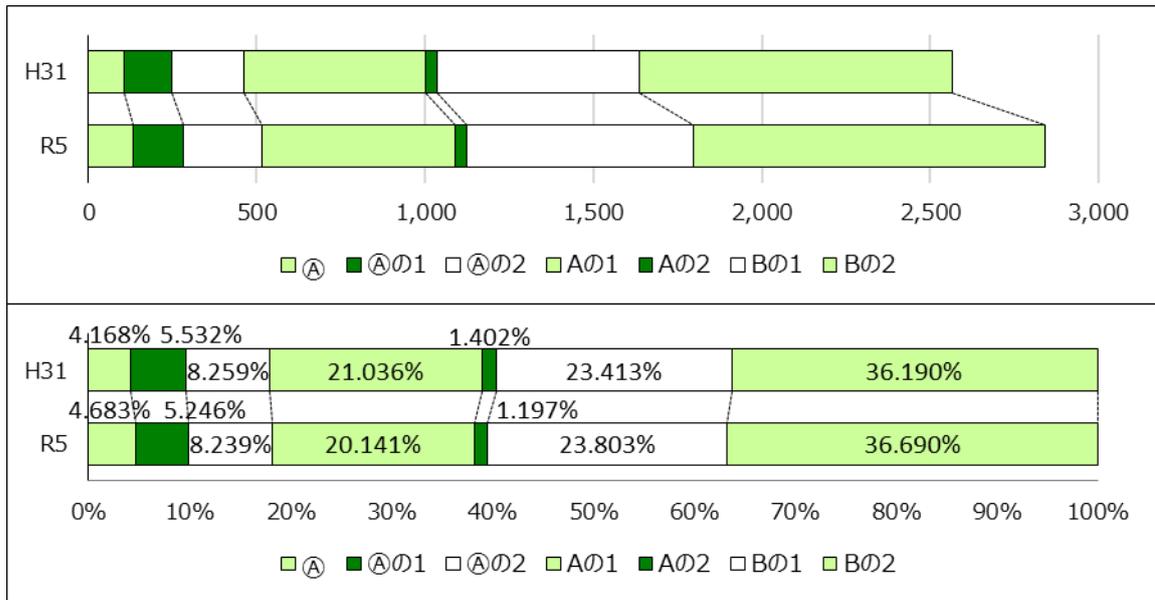


数、割合とも、肢体不自由が大きく減少し、肢体不自由・呼吸器機能以外の9部位は増加しています。身体障害者手帳所持者数の減少は、肢体不自由の方の減少が大きく影響していることが分かります。

11の部位ごとに見ると、最も多いのが肢体不自由、次いで心臓機能となっており、肢体不自由の減少の影響を受けて総数としては減少傾向ながらも、心臓機能障がいの方等が増加傾向にあることが分かります。

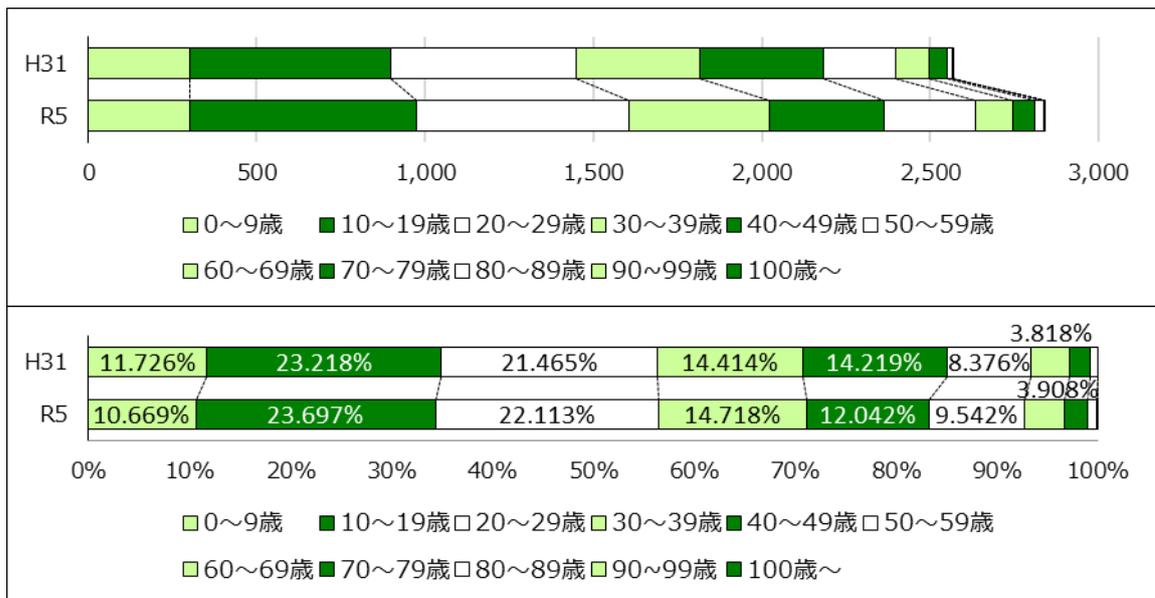
(7) 本市の療育手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、Aの2が減少しているほかは、それ以外の等級で増加しています。割合で見ると、Bの1、Bの2（中～軽度）が最も多く、全体の約6割を占めており、①、Bの1、Bの2が増加しています。全体の3分の1以上が軽度の知的障がい（Bの2）の方であることが分かります。

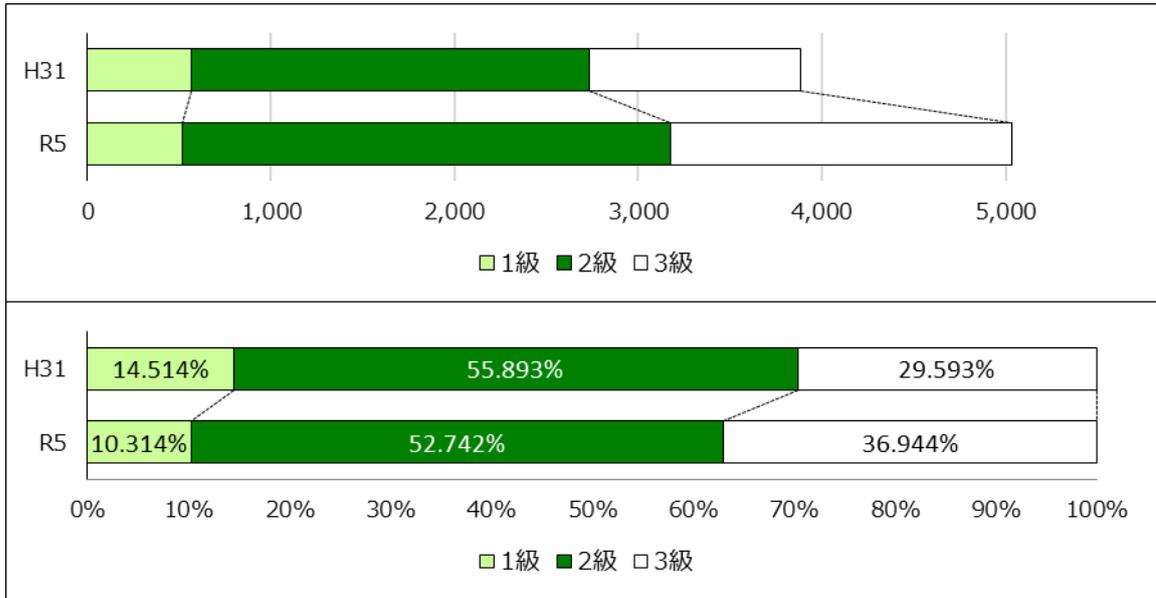
② 年齢別



増加幅が大きいのが10~30歳代で、全体で273人増加しているうちの202人がこの年代となっています。割合で見ても、この年代が全体の6割を占めています。また、知的障がいには高齢者が非常に少ないことが分かります。

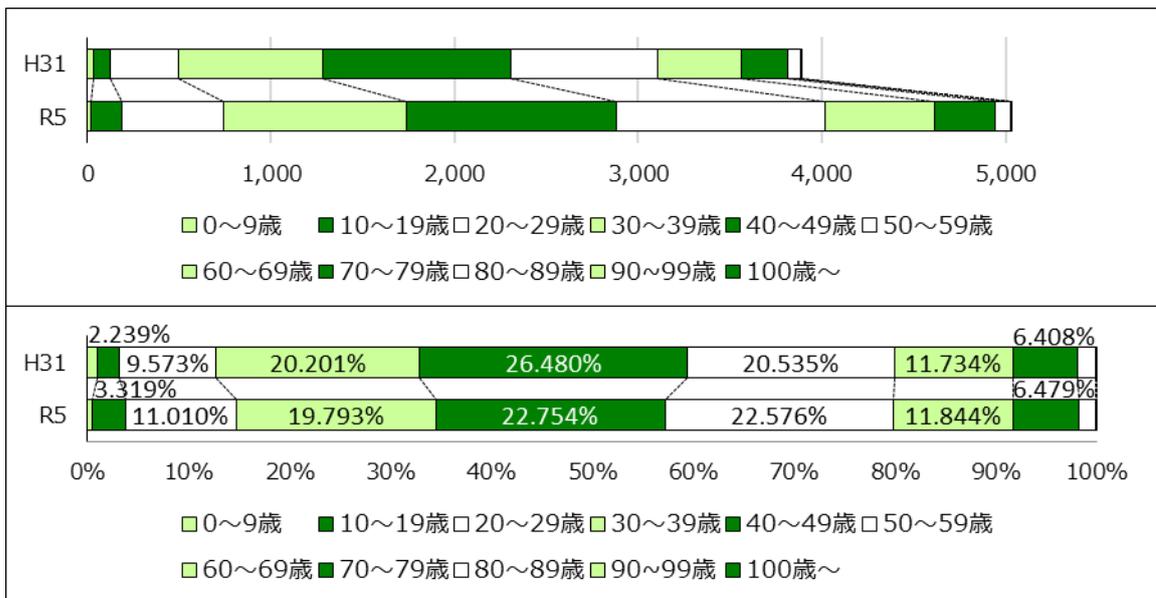
(8) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、1級が減り、2級、3級が増加していますが、割合で見ると、2級の割合は減り、3級の割合が増えています。2級の数も増加してはいますが、3級の数の増加幅が顕著で、この傾向が続けば、いずれは3級の数が増え、2級の数を上回るようになることが予想されます。

② 年齢別

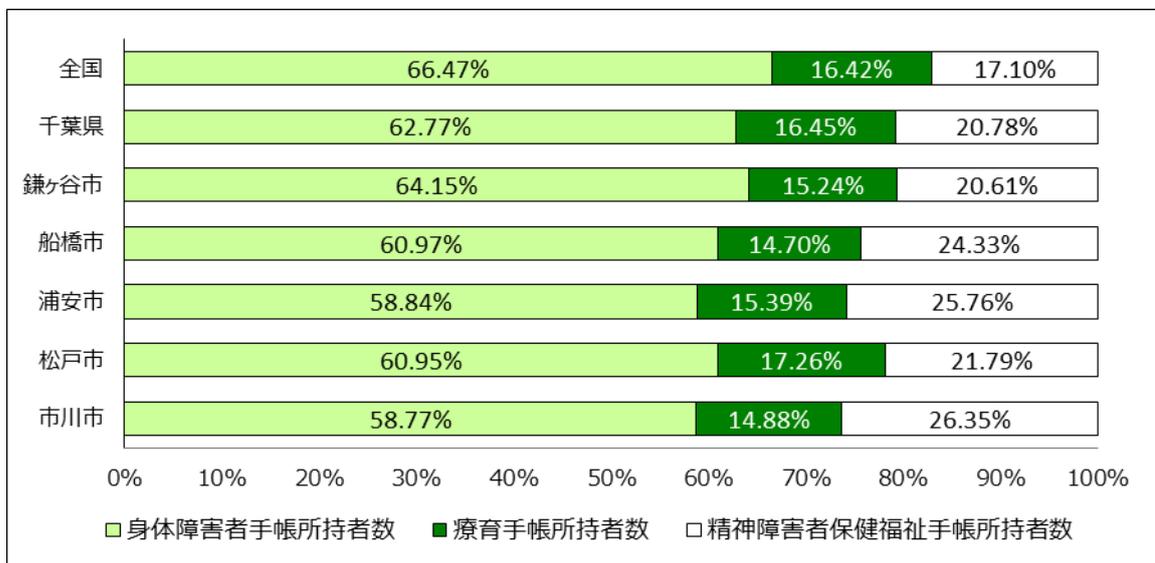


0歳代を除く全ての年代で増加していますが、特に10歳代が約1.9倍、20歳代が約1.5倍に増えています。割合を見ると、ほとんどが10~70歳代であり、約97%を占めています。特に40~50歳代が多く、約45%を占めています。

(9) 考察

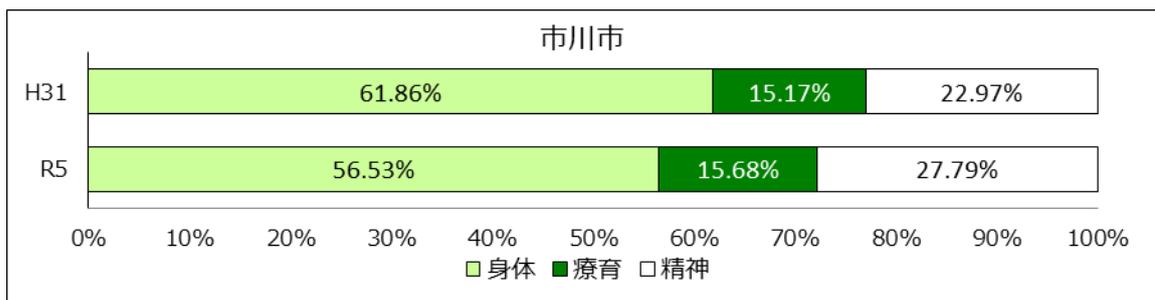
「(4) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計」を見て分るとおり、本市では全国や千葉県に比べて身体・療育の2手帳の所持者数が少なめであることから、相対的に精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合が大きく、各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、4分の1以上を精神障害者保健福祉手帳所持者数が占めていることが分かります（令和5年3月31日時点）。

また、「(5) 人口に対する障害者手帳所持者数の割合」のデータを使って、各障害者手帳の所持者数の合計に対する身体・療育・精神それぞれの手帳所持者数の割合を見てみると、下図のようになり、隣接市・千葉県・全国と比べて、本市は精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も大きいことが分かります。



身体・療育の2手帳の所持者数が少ないことの裏返しとも言えますが、本市は精神障がい者が比較的多い市であると言えます。

この傾向のまま推移すれば、近いうちに、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、3手帳合計の3分の1にもなると予想されます。



特に、「(8) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳」から分かるとおり、精神障害者保健福祉手帳所持者の中で多いのは、等級は3級の方、年代は40～50歳代の方です。

今後の施策を考える上では、以上のような本市の特徴を念頭に置いて、必要な施策を推進していく必要があります。

第3節 前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	90 回	90 回	90 回
		74 回		—

② 学校教育

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
特別支援教育推進事業	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率	85%	85%	85%
		72.33%		—

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数	27 件	28 件	29 件
		3 件		—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		11 人		—

③ 就労支援・雇用促進

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
就労支援に関わる研修	開催回数	実施	実施	実施
		未実施		—

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
優先調達推進事業	調達件数	16 件	16 件	16 件
		29 件		—

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 障がい者やその家族の高齢化への対応

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域生活支援拠点等整備事業	緊急時対応等登録者数	80 人	110 人	140 人
		61 人		—

② 地域における生活の支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者グループホーム等入居者家賃助成	受給者数	197 人	200 人	203 人
		259 人		—

③ コミュニケーション支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
失語症会話パートナー派遣事業	延べ派遣人数	170 人	170 人	170 人
		67 人		—

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施	実施	実施	実施
		実施		—

② 権利擁護

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	相談実件数（障がい分）、 啓発回数	40 件、 16 回	40 件、 16 回	40 件、 16 回
		54 件、 16 回		—

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	3 回	3 回	3 回
		6 回		—

② 医療・リハビリテーション

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	個別支援件数	550 件	560 件	570 件
		403 件		—

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 災害や感染症の対策

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
避難行動要支援者対策事業	名簿提供自治(町)会数	前年度+10	前年度+10	前年度+10
		144		-

② 福祉のまちづくり

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	歩道のバリアフリー化箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		0箇所		-

③ 居住環境の整備

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
グループホームの開設や運営に対する支援	開設時の補助の実施	実施 50件	実施 50件	実施 50件
	運営費の補助の件数(事業所数)	230人	240人	250人
	市内グループホームの定員数	実施 57件 307人		-

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がいに関する理解啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
		実施		-
福祉の店運営支援事業	出店回数	293回	293回	293回
		73回		-

② 支援人材の確保と質の向上

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施、 指定特定相談支援事業所数・指定障害児 相談支援事業所数	実施 33・23	実施 33・23	実施 34・24
		実施 34・23		—

③ ネットワーク形成

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
基幹相談支援センター によるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会 議への出席種類数・ 出席回数	36 種類 175 回	36 種類 175 回	36 種類 175 回
		37 種類 103 回		—

<総括>

(作成中)

第2項 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末目標
施設入所者数	200 人			194 人以下

	R3 年度中	R4 年度中	R5 年度中	目標
施設入所から地域生活へ移行した者の数	3 人			合計 12 人以上

② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進

		R3	R4	R5	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2 回			1 回/年
	参加者数	45 人			10 人
	目標設定及び評価の実施回数	1 回			1 回/年

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	R3	R4	R5	目標
地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討	3 回			年 1 回以上実施

④ 一般就労への移行の促進

	(R3)	(R4)	R5	R5 目標
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 (※)	123 人			112 人
(※の内訳) 就労移行支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	94 人			45 人
(※の内訳) 就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	16 人			2 人
(※の内訳) 就労継続支援 B 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	11 人			8 人
※のうち、就労定着支援を利用した者の割合 (利用した者の数)	53.66% (66 人)			70%以上
就労定着支援事業所数	7 箇所			70%以上
うち、就労定着率が 80% 以上の事業所の数 (割合)	5 箇所 (71.43%)			

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
児童発達支援センターの設置数	4 箇所			5 箇所
保育所等訪問支援を利用する児童の数	32 人/月			6 人/月
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の数	5 箇所			6 箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議			協議

⑥ 相談支援体制の充実・強化

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施			実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件/年			4 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件/年			1 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	103 回/年			175 回/年

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	0 人/年			10 人/年
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 1 回/年			実施 1 回/年

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「見込量」とは、「上記①～⑦に掲げる目標（成果目標）を達成するために必要な量等の見込み」を表します。)

① 訪問系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
居宅介護	551 実人/月 10,353 時間/月	562 実人/月 10,042 時間/月	573 実人/月 9,741 時間/月
	534 実人/月 10,614 時間/月		—
重度訪問介護	29 実人/月 4,376 時間/月	37 実人/月 5,032 時間/月	48 実人/月 5,787 時間/月
	24 実人/月 3,311 時間/月		—
同行援護	64 実人/月 1,713 時間/月	64 実人/月 1,781 時間/月	63 実人/月 1,853 時間/月
	69 実人/月 1,302 時間/月		—
行動援護	11 実人/月 181 時間/月	11 実人/月 178 時間/月	11 実人/月 174 時間/月
	4 実人/月 48 時間/月		—
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月		—

② 日中活動系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
生活介護	760 実人/月 14,696 延人日/月	767 実人/月 14,842 延人日/月	775 実人/月 14,991 延人日/月
	775 実人/月 14,502 延人日/月		—

自立訓練(機能訓練)	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月
	3 実人/月 45 延人日/月		-
自立訓練(生活訓練)	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月
	51 実人/月 544 延人日/月		-
就労移行支援	200 実人/月 3,327 延人日/月	226 実人/月 3,759 延人日/月	255 実人/月 4,248 延人日/月
	193 実人/月 3,205 延人日/月		-
就労継続支援 A 型 (雇用型)	169 実人/月 3,295 延人日/月	179 実人/月 3,427 延人日/月	189 実人/月 3,564 延人日/月
	175 実人/月 3,303 延人日/月		-
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	517 実人/月 8,605 延人日/月	553 実人/月 9,121 延人日/月	592 実人/月 9,669 延人日/月
	487 実人/月 7,607 延人日/月		-
就労定着支援	108 実人/月	135 実人/月	172 実人/月
	108 実人/月		-
療養介護	15 実人/月	15 実人/月	15 実人/月
	14 実人/月		-
短期入所(福祉型)	106 実人/月 1,156 延人日/月	104 実人/月 1,283 延人日/月	102 実人/月 1,424 延人日/月
	115 実人/月 1,062 延人日/月		-
短期入所(医療型)	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月
	1 実人/月 4 延人日/月		-

③ 居住系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自立生活援助	11 実人/月 (9 実人/月)	13 実人/月 (11 実人/月)	15 実人/月 (13 実人/月)
	7 実人/月 (6 実人/月)		-
共同生活援助	316 実人/月 (93 実人/月)	354 実人/月 (115 実人/月)	396 実人/月 (141 実人/月)
	356 実人/月 (117 実人/月)		-
施設入所支援	194 実人/月	194 実人/月	194 実人/月
	193 実人/月		-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

(3) 相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
計画相談支援	667 実人/月	774 実人/月	898 実人/月
	646 実人/月		-
地域移行支援	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)
	3 実人/月 (2 実人/月)		-
地域定着支援	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)
	4 実人/月 (4 実人/月)		-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施		—

② 自発的活動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施		—

③ 相談支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所		—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所		—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施		—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施		—

④ 成年後見制度利用支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 40 人	実利用者 44 人	実利用者 48 人
	実利用者 39 人		—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施		—

⑥ 意思疎通支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	延利用 960 人 実利用 120 人	延利用 1,056 人 実利用 132 人	延利用 1,160 人 実利用 145 人
	延利用 834 人 実利用 84 人		—
手話通訳者設置事業	設置人数 3 人	設置人数 3 人	設置人数 3 人
	設置人数 4 人		—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
介護訓練支援用具	延給付 10 件	延給付 15 件	延給付 15 件
	延給付 17 件		—
自立生活支援用具	延給付 46 件	延給付 51 件	延給付 51 件
	延給付 36 件		—
在宅療養等支援用具	延給付 50 件	延給付 55 件	延給付 55 件
	延給付 40 件		—
情報・意思疎通支援用具	延給付 139 件	延給付 144 件	延給付 144 件
	延給付 110 件		—
排泄管理支援用具	延給付 7,855 件	延給付 7,955 件	延給付 7,955 件
	延給付 7,209 件 (実人数 652 人)		—
住宅改修費	延給付 5 件	延給付 8 件	延給付 8 件
	延給付 2 件		—

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人
	養成講習修了 11 人		—

⑨ 移動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
移動支援事業	90 箇所 実利用 602 人 延利用 55,940 時間	92 箇所 実利用 612 人 延利用 56,912 時間	94 箇所 実利用 623 人 延利用 57,893 時間
	66 箇所 実利用 495 人 延利用 37,750 時間		—

⑩ 地域活動支援センター

	単位	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人		—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人
	平均実利用人/日	1 箇所・4 人		—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・49 人		—

(5) 障害児相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害児相談支援	74 実人/月	87 実人/月	103 実人/月
	46 実人/月		—

(6) 障害児通所支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
児童発達支援	374 実人/月 3,908 延人日/月	423 実人/月 4,455 延人日/月	478 実人/月 5,079 延人日/月
	430 実人/月 4,690 延人日/月		-
医療型児童発達支援	11 実人/月 58 延人日/月	9 実人/月 47 延人日/月	8 実人/月 38 延人日/月
	9 実人/月 77 延人日/月		-
放課後等デイサービス	803 実人/月 9,029 延人日/月	931 実人/月 10,925 延人日/月	1,080 実人/月 13,219 延人日/月
	856 実人/月 9,640 延人日/月		-
保育所等訪問支援	5 実人/月 5 延人日/月	8 実人/月 8 延人日/月	12 実人/月 12 延人日/月
	32 実人/月 50 延人日/月		-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月		-

<総括>

(作成中)

第4節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第5次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和5年5月に市内の障がい者団体に文書及び対面にてヒアリングを行いました。

また、令和5年7月から8月にかけて、市川市自立支援協議会及び相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会に対してもヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねし、いただいた回答について次のとおり整理しました。

(1) 子育て・教育

- ① ライフサポートファイルの活用が必要。
- ② 医療的ケア児の一時預かり施設、保育施設、通所施設、入所施設の増設が必要。

(2) 就労・社会参加

- ① 発達障がいがある方等の就労には、会社側が本人の個性や障がい特性を理解することが必要。
- ② ひきこもりがちの方への支援が必要。

(3) 地域生活支援

- ① 日常生活用具のうちストマ装具の支給額増額の検討。
- ② 重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの充実が必要。
- ③ ヤングケアラー支援の充実。

(4) 意思疎通支援・情報アクセシビリティ

- ① 聴覚障がいは、障がいが軽いように思えて、実はそうではない。情報障がいというのはとても重い。移動の面などの物理的バリアはないが、情報のバリアがある。
- ② 例えば、災害時には、聴覚障がいの方を分散させない方が安心感を得られる。他の障がいの方と混在していると、必要な支援が十分に行き届かないことがある。
- ③ 可能な範囲で構わないが、災害時に避難所に手話通訳者を設置したり、Wi-Fiを用意したり、テレビモニターを設置して情報を随時掲示したりしてほしい。聴覚

障がい者は、自分だけ情報が伝わってこない、取り残されている感じがするのが不安になる。

(5) 保健・医療

- ① 精神障がい者向けの訪問看護の充実が必要。
- ② 自殺対策としてゲートキーパーの養成の推進が必要。

(6) 相談支援

- ① 指定特定・一般・障害児相談支援事業所の経営の支援が必要。
- ② 以前のように南八幡メンタルサポートセンターを地域活動支援センター I 型に戻せないか。
- ③ 市民にとっても支援者にとっても、相談内容に応じた相談先窓口が分かりづらい。Web サイト上の情報もきちんと整理されていない。

(7) 権利擁護

- ① 市民後見人の育成の促進が必要。

(8) 災害対策

- ① 第一次避難所や福祉避難所の整備（バリアフリー化、多機能トイレ整備、ストマ装具交換場所確保）。
- ② オストメイト用装具などの避難所への備蓄。
- ③ 避難行動要支援者名簿の整備、活用訓練。

(9) まちづくり・居住環境整備

- ① 公共施設等のバリアフリースイートイレ（オストメイト用トイレ）の整備。
- ② おむつ台が入り口近くに設置されていて車いすだと入りにくい場合がある。
- ③ 歩道の敷石ブロックの上を車いすで走行すると小さな振動が長く続き腰を痛める。特に高齢者の場合は負担が大きい。

(10) 理解促進

- ① 配慮されたようでも、実際に障がい者には使いにくいものも多い。よく意見を聴いてほしい。
- ② 失語症への理解の促進が必要。失声症や構音障がいと混同されることがある。
- ③ バリアフリートイレは障がい者にとって本当に使いやすいものになっているのか。
- ④ 災害時には障がい者にもできることはある。
- ⑤ 例えば、聞こえる人と違って、聞こえない人は、床の振動などにも不安を感じる。

(11) 人材確保

- ① 新人教育の充実が必要。
- ② 障がい者施策に関する研修など、知識を得られる場があれば参加したい。

第5節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第5次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の5項目は、「第2部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 障がい児支援	<p>○発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。市川市こども発達相談室の相談件数は年々増加傾向があり（令和2年度を除く）、相談内容としては発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。</p> <p>○重症心身障害児や医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児等コーディネーターが地域における課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。</p>
(2) 就労の支援	<p>○障がいのある方が住み慣れた地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいく上では、自らの能力をできる限り活用し、可能な範囲で就労しながら生活していくことが重要です。</p> <p>○就労系の障害福祉サービスに関しては、令和4年12月に行われた障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスの中に就労選択支援が創設されたほか（改正法公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても訓練等給付費の支給の対象となりました（令和6年4月1日施行）。</p> <p>○本市独自の施策としては、市川市障がい者就労支援センターアクセスを平成12年度から設置しており、また、市川市自</p>

	<p>立支援協議会就労支援部会では、障がい者の就労支援に関する課題を共有し、事業所間の連携を図っています。</p> <p>○ 今後は、アクセスを障がい者就労支援の中核として位置付け、就労支援部会も活用しながら、障害のある方の就労の支援の充実を図っていきます。</p>
<p>(3) 地域生活の支援</p>	<p>○ 障がい者等の地域における安心した生活を支援する上では、地域生活支援拠点等の整備が要となります。これについては、令和 4 年 12 月の障害者総合支援法の改正により、市町村の地域生活支援事業の一つとなることが決まっています（令和 6 年 4 月 1 日より）。</p> <p>○ 特に、精神障がいのある方に関しては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が推進されているように、長期入院精神障がい者の地域生活への移行などが進められており、精神障がいのある方が比較的多い本市においても、住み慣れた地域における安心した日常生活・社会生活の支援を推進していくことが重要です。</p> <p>○ 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターとの役割の違いや効果的な連携に留意しながら、既存のサービス等のほかにどのような機能が必要となるか、検討を進めていきます。</p>
<p>(4) 相談支援体制の整備</p>	<p>○ 令和 4 年 12 月の法改正では、基幹相談支援センターに関する規定も変更されました。基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、地域の相談支援事業者への助言や指導等も基幹相談支援センターの業務として法定化されました。</p> <p>○ 基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず、指定特定相談支援事業所の数もここ数年ほぼ横ばいであるため、障がい者数の増、相談者数の増に追い付いていません。</p> <p>○ 今後は、対象者の増とともに基幹相談支援センターの役割の拡大に対応するため、人員規模の拡充のための予算措置を行</p>

	<p>っていくとともに、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていく必要があります。</p>
(5) 災害や感染症の対策	<p>○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。</p> <p>○感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。</p> <p>○感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。</p>
(6) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	<p>○平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。</p> <p>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
(7) 支援人材の確保と質の向上	<p>○人口減少と少子化、高齢化が進むにつれ、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</p> <p>○人材の不足は、福祉分野に限らず、あらゆる分野において課題となっていますが、市町村においては、福祉人材の確保・</p>

	育成・定着に資するよう、可能な限り、研修の実施等に取り組んでいきます。
--	-------------------------------------



第2部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑥ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

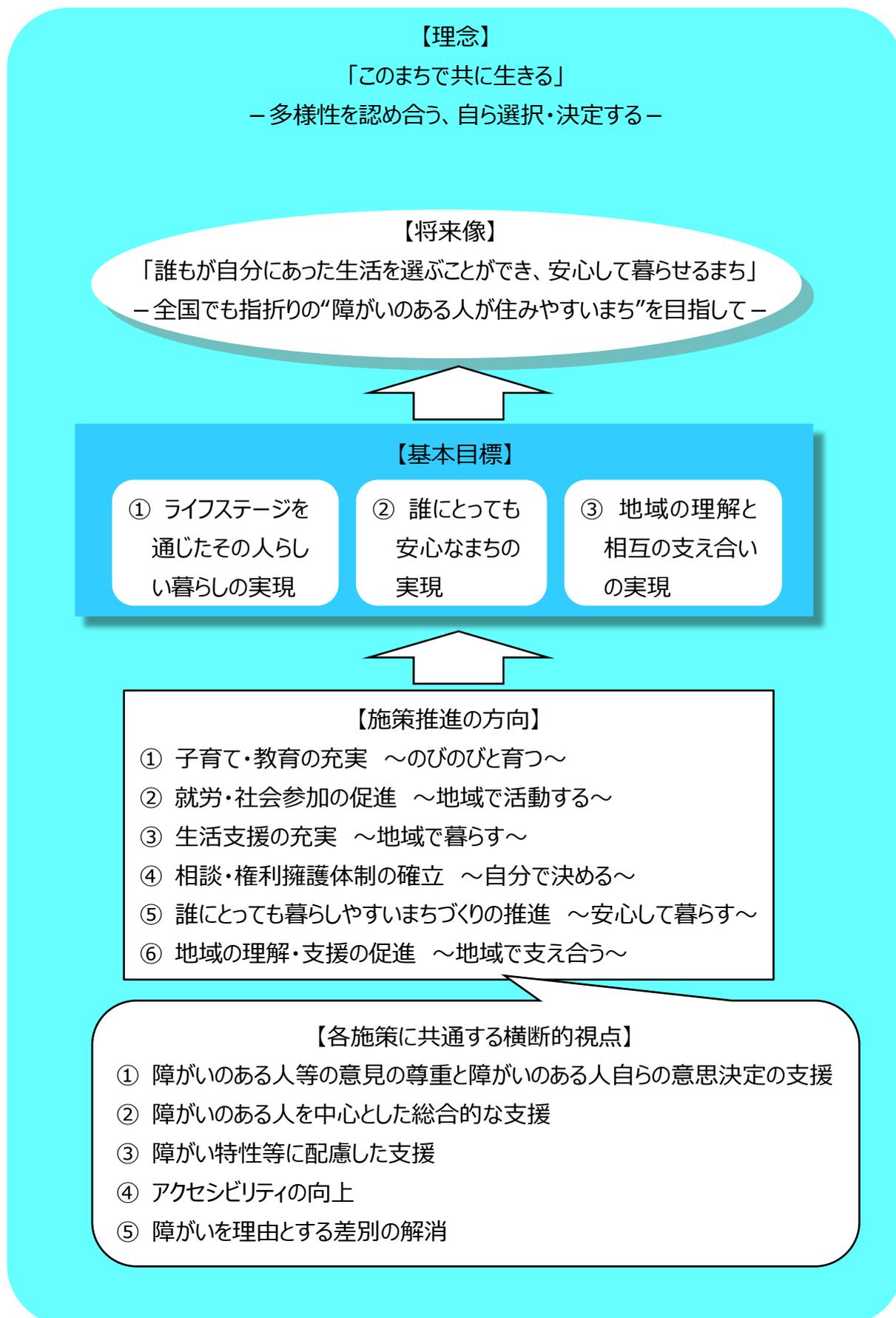
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。略称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年条例第52号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造



第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
- 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実
～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援 ★

第2項 学校教育

第2節 就労・社会参加の促進
～地域で活動する～

第1項 就労支援・雇用促進 ★

第2項 生涯学習・文化・スポーツ

第3節 生活支援の充実
～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援 ★

第2項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

第3項 保健・医療

第4節 相談・権利擁護体制の確立
～自分で決める～

第1節 相談 ★

第2節 権利擁護

第5節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策 ★

第2項 まちづくり・居住環境整備

第6節 地域の理解・支援の促進
～地域で支え合う～

第1項 障がいに対する理解の促進、
合理的配慮の提供 ★

第2項 支援人材の確保と質の向上 ★

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援

(1) 現況と課題

○発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。地域で健やかな成長を支援する為には、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージを通じた一貫した効果的な支援を行うことが重要です。

○市川市こども発達相談室の相談件数は年々増加傾向があり、相談内容としては発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。そのため発達障がい児の早期発見・早期療育、および保護者等への支援が求められます。保護者等が子どもの障がいや特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように支援をしていくことが重要です。

○また保護者等が子どもの発達に不安や心配を感じ、支援を求めた場合、容易に相談や、専門的な支援を受けられるように、児童発達支援センターを中心に、母子保健、子育て支援、福祉、医療、教育等と有機的な連携の下、進めていくことが重要です。

○特別な支援を必要とする子どもの中には、保育園や幼稚園、放課後保育クラブを利用しながら、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどを利用する子どもが増えています。今後さらに、地域の事業所等との連携や、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進していくために、児童発達支援センターが中核的な役割を果たすことが求められます。

○重症心身障害児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に際し、保護者や子どもが求めるニーズに応じた事業所選択が難しいことが課題となっています。このような現状をふまえ、医療的ケア児等コーディネーターが地域における課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援

を調整し、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	こども部発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	86回			

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業 (担当課確認中)	保健部 保健センター健康支援課	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的、身体的発育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
地域職員への研修事業	こども部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。
ライフサポートファイル活用事業	こども部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するととも

		に、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。
--	--	--

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

○これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる地域共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。

○本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。

○各園・学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を進めています。今後も教職員・保護者への周知に努めていきます。

○本市ではこども発達センターと教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。

○今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう就学支援体制の充実に努めていきます。

○知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障害、注意欠如・多動性障害、自閉症スペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育

を行うことのできる専門職員の育成が喫緊の課題です。

(2) 施策の基本方針

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第3期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍している幼児・児童・生徒のうち、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成している者の割合			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5.2%	6%	6%	7%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障害者就労支援センターアクセスを平成 12 年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援 B 型事業所の全国平均工賃は、平成 18 年度の 12,222 円から毎年上昇し、令和 3 年度は 16,507 円となっています。

○平成 30 年度からは障害者総合支援法の訓練等給付費の支給対象に「就労定着支援」が加わりましたが、さらに今後は「就労選択支援」が加わることになっています（令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日より）。これにより、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして厚生労働省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の厚生労働省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を提供するようになっています。

○平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

(2) 施策の基本方針

障害福祉サービスに「就労選択支援」が加わるなど、就労の支援の強化を図る障害者総合支援法改正が行われています。本市では、市独自の事業として障害者就労支援センターアクセスを設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。また、障害者優先調達推進法に基づいて引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	障がい者就労支援事業	福祉部 障がい者支援課
事業概要	市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置し、アクセスにおいて、障がい者からの就労に係る相談に応じ、必要な情報の提供	

	及び助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障がい者の一般企業への就労に向けての各種支援や、就労系の障害福祉サービスの利用に向けての支援等を行います。			
指標等	相談件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,266件	2,200件	2,200件	2,200件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	市川市自立支援協議会就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。
優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。
障がい者雇用事業	総務部人事課 生涯学習部教育総務課	(担当課確認中)

第 2 項 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。
- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野

双方からの機運の高まりにより、平成 30 年 6 月 13 日に、議員立法による「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が公布、施行されました。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。また、障がいの有無や種類に関わらず、気軽に文化芸術活動・スポーツに参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
図書館の障がい者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	(担当課確認中)
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援

(1) 現況と課題

- 障がい者等の地域における生活の支援の要となる地域生活支援拠点等の整備に
関しては、国では、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を平成
27年4月1日から実施した後、平成29年7月には「地域生活支援拠点等の整
備促進について」を発出して、整備に向けた留意点を取りまとめています。
- 本市における地域生活支援拠点等の整備にあたっては、面的な体制（地域におけ
る複数の機関が分担して機能を担う体制）の整備を進めることとして、令和2年
度より「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置したほか、「市川市障害者
等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創設し、障がいの特性に起因して生じ
る緊急の事態等に対処し又は備えるための事業を行っています。
- その後、令和4年12月には障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等
に必要とされる各機能が条文として整理されるとともに、それらを行う事業の実
施が市町村の努力義務となりました。

○改正障害者総合支援法（令和6年4月1日施行）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条（略）

2（略）

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第1項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の

一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

5 （略）

○新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業については、本市においては、地域生活支援拠点等コーディネーターが市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金を活用しながら地域生活障害者等を支援することで対応しています。

○一方、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業については、地域相談支援や共同生活援助といった既存の制度と機能が重複する部分があります。特に共同生活援助については、本市でも日中サービス支援型グループホームの整備が徐々に進んできている中で、さらにどんな機能が必要となるのか、具体的で綿密な議論をしていく必要があります。

○また、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 3 号の事業のうち、「専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保」については、千葉県が行う研修事業も活用しながら、市川市自立支援協議会や市川障害児者相談支援事業所連絡協議会とも連携し、研修等を企画、実施していく必要があります。

○このほか、障害福祉サービスではありませんが、地域活動支援センターも障がい者の地域における生活を支えるものとして重要です。

○地域活動支援センターとは（障害者総合支援法第 5 条第 27 項、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 21）この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。

○地域活動支援センターは、生活介護や就労継続支援 B 型といった通所系の障害福祉サービスになかなかなじめないような方などにとって、外出、創作的活動、社会との交流といった生活リズムづくりに重要となる施設です。

○本市の地域活動支援センターは令和 5 年度当初時点で 9 施設であり、前年度から 1 施設減少しました。地域活動支援センターにおける事業は障害福祉サービス事業ではないため、本市が運営費について補助を行っています。地域活動支援センターの運営の支援のため、今後も補助を継続していく必要があります。

(2) 施策の基本方針

新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業として、「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置と「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の実施を引き続き継続していきます。その上では、基幹相談支援センターえくと地域生活支援拠点等コーディネーターとの役割分担や効果的な連携について、常に留意していきます。また、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業について、地域定着支援や共同生活援助のほかに必要となる機能について、検討を進めていきます。このほか、地域活動支援センターの運営に対する補助を行っています。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、相談その他必要な支援を行います。			
指標等	緊急時対応等登録者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	144人	160人	170人	180人

事業名 (担当課)	地域活動支援センター運営費補助金事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域活動支援センターを運営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。			
指標等	補助を行った市内施設数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9	8	8	8

【地域定着支援と地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 地域定着支援とは、指定地域定着支援事業者が、居宅において単身で生活する障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、居宅への訪問等による状況把握を行い、当該障がい者等に対して、相談や、関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行うことをいいます（障害者総合支援法第5条第21項、障害者総合支援法施行規則第6条の13、第6条の14）。
- 地域定着支援は、地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要であり、地域移行支援を利用していない障がい者であっても利用できるものです（平成27年障障発第0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」より）。また、標準利用期間の定めはありません。
- 一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行います。
(※ 地域生活障害者等 = 地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等。)
- 地域定着支援が居宅において単身である障がい者等を対象としているのに対し、地域生活支援拠点等コーディネーターの場合はこれに限らないのが違いであると言えますが、それ以外の内容は概ね同じであると言えます。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターが業務を行う上では、この点に留意しながら、指定地域定着支援事業者との役割分担をしつつ業務にあたる必要があります。同時に、地域定着支援の活用を進めることが、地域生活支援拠点を整備することにも実質的につながりますので、既存の地域定着支援事業所に地域定着支援の事業を積極的に行ってもらおうようにしていくことも必要となると考えます。

第 2 項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

(1) 現況と課題

- 「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされています（障害者基本計画（第 5 次））。情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。
- 障害者基本法には、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められています（第 22 条）。この中には、障がい者が「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」をできるようにすることや、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に伝えるため、必要な施策を講じることなどが、国及び地方公共団体に対して定められています。
- 障がい者の意思疎通の手段としては、手話通訳、要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳などがあり、これらの支援を行うことができる人材（意思疎通支援者）の育成・確保も重要となります。また、行政機関においては、人材の育成の支援や、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、字幕や音声等の適切な活用、分かりやすい情報の発信、公式 Web サイトでのアクセシビリティの確保・維持などを行っていくことが必要となります。
- 令和 4 年 5 月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。
- また、本市では、令和 4 年 3 月に手話言語条例を制定しました。本市においては、わが国で唯一の国立のろう学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が設置されるなど、ろう者のアイデンティティと誇りを醸成する歴史が刻まれてきたこと等を踏まえ、手話が音声などと同じく言語の一つであるとの認識に基づき、手

話に対する理解の促進に関して基本理念を定めるなどしています。

(2) 施策の基本方針

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定の趣旨を踏まえ、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。また、市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。			
指標等	養成講座修了者数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	16 名	16 名	16 名	16 名

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣	福祉部 障がい者支援課	市の会計年度任用職員として手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。
市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持	全ての課・室等	JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。

第3項 保健・医療

(1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
 - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第89条（平成24年千葉県条例第88号））
 - ※ 指定障害者支援施設等による毎年2回以上定期的健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第40条第2項（平成24年千葉県条例第90号））
 - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条第1項（平成24年千葉県条例第86号））

- 精神保健の面では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における精神障がい者への医療の提供・支援を推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることや、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援を推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。また、障がい者等が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

第 1 項 相談

(1) 現況と課題

○本市では、一般相談支援事業を指定一般相談支援事業者が、特定相談支援事業を指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援事業を指定障害児相談支援事業者が担っており、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）等を基幹相談支援センターえくるが担って、障がい者に対する相談支援体制を構成しています。

（このほか、千葉県事業である中核地域生活支援センター事業や、市町村事業である重層的支援体制整備事業でも障がい者に対する相談支援を担っているほか、さらに広い目線で見ると、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市障がい者就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそら等も障がい者に対する相談支援体制に関わります。）

○このうち、計画相談支援や障害児相談支援の業務を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、その事業所数がここ数年ほぼ横ばいであり（指定特定相談支援事業所は平成 28 年度末で 33 事業所、令和 4 年度末で 35 事業所）、事業者の確保は依然として課題となっています。

○また、基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず（えくるの相談員は平成 29 年度で 6 人工、平成 31 年度より約 6.5 人工）、障がい者数の増、相談者数の増に追いついていないのが現状です。

○指定特定（障害児）相談支援事業所の数と基幹相談支援センターえくるの人員規模とは、相互に関わり合っており、どちらも拡充が必要な状態です。さらに、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり（障害者総合支援法第 77 条の 2）、その業務として令和 6 年度から相談支援事業者への助言や指導等も加わることから、これらが相互に連携し合い、人材の育

成も図っていく必要があります。

- 指定特定（障害児）相談支援事業所については、厚生労働省による3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定によって、少しずつ報酬の増額が図られています。一方、基幹相談支援センターは、市町村が設置するものであるため、この規模の拡充を図ることは市町村の役割となります。障がい者数の増加に対応し、全ての障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していきます。

(2) 施策の基本方針

基幹相談支援センターえくるの人員規模の拡充のための予算措置を行っていきます。また、同時に、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図ってきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	相談支援体制の整備	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	関係各課と協働し、市川市自立支援協議会を活用しながら、市川市全体としての相談支援体制の整備を進めます。具体的には、えくるの規模拡充、関係機関の役割分担の整理、より一層の機関間の連携強化等に取り組みます。			
指標等	基幹相談支援センターえくるの相談員の数（1未満の端数は0.5単位に整理）			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6.5 人工	11.5 人工	12.5 人工	13.5 人工

【基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 市川市では、平成 21 年度に基幹型支援センターえくるを設置し、平成 29 年度からはこれを障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターえくるに変更しました。一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 2 年度途中から身体・知的・精神障がいをそれぞれ対象にして 1 名ずつ（計 3 名）設置しています。
- どちらも「相談」業務を行うという点で類似しており、業務内容が混同されがちですが、業務を行う上での「ねらい」には違いがあります。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する業務を行うものであり、「障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため」に業務を行います。なおかつ、地域生活支援拠点等コーディネーターの業務は、相談に応じることのみではなく、関係機関との連携及び調整や、一時的な宿泊場所へのつなぎ等が業務となります。
- 一方、基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、対象者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、関係機関との連絡調整等を行います。
- このように、「障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」ことをねらいとして業務を行うのが地域生活支援拠点等コーディネーターである、という点が基幹相談支援センターとの違いです。一方、基幹相談支援センターであっても、このような事態に対処・備えるために業務を行うこともあります。ただ、地域生活支援拠点等コーディネーターはこのような事態に対処・備えることがねらいと明確にされている以上、このようなケースがあった場合は、基幹相談支援センターよりも地域生活支援拠点等コーディネーターが優先して対応すべきであると考えます。
- もちろん、相談される内容というのは多岐に渡りますし、専門外の相談も入ってきてしまうことはありますから、現実的には、両者の業務は似通ってくるところがあります。ただ、本来の立ち位置は「障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」役割が地域生活支援拠点等コーディネーターであり、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい特性に関わらず総合的に相談支援を行うのが役割である、というふうに整理しています。

【基幹相談支援センターと委託の相談支援事業所について】

- 市町村によっては、いわゆる“委託の相談支援事業所”を基幹相談支援センターとは別に設置しているところがあります。
- その委託内容は市町村ごとに異なると思いますが、基本的に“委託の相談支援事業所”とは、「市町村から障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号の業務の委託を受けた指定特定（又は一般）相談支援事業者の指定に係る特定（又は一般）相談支援事業所」をいうものと考えています。
- つまり、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務を行う点においては、基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”は同じということになります。
- 主な違いは、基幹相談支援センターの場合は、さらに指定特定相談支援事業者等からの相談に応じ、必要な助言、指導等を行う点などです（令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項第 3 号）。
- このような“委託の相談支援事業所”を設置するメリットを、考察してみます。
- まず、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務以外の業務を委託しない分、基幹相談支援センターよりは委託費が安価になることは考えられますが、受託する事業者にとっては、計画相談支援につながらない相談を広く一般的に受け、必要な支援を行うことになる点で、基幹相談支援センターと実質的に同じであり、安価な委託料で困難な業務を行うことになる可能性があります。
- さらに、実質的に業務が同様だとしても、基幹相談支援センターという名称を使えないので、“委託の相談支援事業所”は市民にとってどんな機関なのかが分かりづらいというデメリットがあります。
- また、指定特定（一般）相談支援事業者の業務には、基本相談支援が含まれますが、これが法第 77 条第 1 項第 3 号の業務と似ているため、受託事業者にとっては、本来業務（基本相談支援）なのか受託業務（法第 77 条第 1 項第 3 号の業務）なのか、混同してくる恐れがあります。それにより、実質的に他の一般の指定特定（一般）相談支援事業所との差異が分かりづらくなっていく可能性もあります。
- 以上のことから、本市の相談支援体制の整備の上では、“委託の相談支援事業所”の設置は目指さず、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していく方針です。これは何より、市民から見た分かりやすさのためでもあります。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえる内に設置しています。
- また、障害者虐待防止法第 44 条では、「国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障がい者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずること」と定められています。このため、本市では、成年被後見人等である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の経済的負担を軽減するため、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者に対し、助成金を支給しています。
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、政府は、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。これを受け、本市では、市川市成年後見制度利用促進基本計画を定めました。この計画の計画期間は令和 5 年度の 1 年間ですが、令和 6 年度以降は市川市地域福祉計画に統合させる予定です。また、令和 5 年度より成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を設置するととも

に、地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の検討等を行っていきます。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利利益の擁護に資するよう、関係機関との連携の強化に努め、市川市障がい者虐待防止センターによる虐待通報等を常時受理することができる体制を維持します。また、成年後見制度の利用の促進に資する施策を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 地域包括支援課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。			
指標等	相談実件数（障がい分）・啓発回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	56件・16回	60件・20回	60件・20回	60件・20回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第32条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第 5 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第 1 項 災害や感染症の対策

(1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- また、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。
- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。
- また、防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域共生課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況		目標	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部	(担当課確認中)
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 地域共生課	(担当課確認中)
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	(担当課確認中)
NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。

第 2 項 まちづくり・居住環境整備

(1) 現況と課題

- 国では、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。通称「バリアフリー法」）を制定し、平成 18 年 12 月より施行しました。これは、従来の「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号））と「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号））を一体とする形で制定したものです。
- このバリアフリー法の施行を受け、本市では、「市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成 24 年市川市条例第 47 号）を制定しており、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによりその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための様々な基準（歩道の有効幅員や勾配等）を定めています。
- また、本市では、「市川市交通バリアフリー基本構想」を平成 15 年に策定しており、「人にやさしいまちづくり」の一環として、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」等を実施しています。
- このほか、千葉県では、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成 8 年に制定しました。この条例では、高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、知事が公益的施設等の構造及び設備の整備に関する必要な基準を定め、公益的施設等の所有者・管理者が当該公共的施設等をこの基準に適合させるよう努めなければならない旨等を規定しています。
- 居住環境の整備に関することとしては、本市ではこれまで、障がい者等の居宅の

バリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成や、日常生活用具の購入費に係る地域生活支援事業費等の支給等を行っているほか、障害者手帳所持者等に対する市営住宅空家入居希望者の登録制度を実施しています。

○平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。

○障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームに関しては、新たな類型として平成 30 年度から「日中サービス支援型」ができました。障がい者の地域における生活の場としてグループホームは重要であり、その運営の支援や入居者に対する助成は依然として必要である一方、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されています(令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省社会保障審議会第 113 回障害者部会資料より)。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修費の助成等を継続し、障がい者等が地域で安心して生活していくことができる生活環境の整備を図ります。また、グループホームの開設・運営に係る補助や入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していく一方で、状況を見ながら、補助制度等の見直しを検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

事業名 (担当課)	グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数 (事業所数) 被助成者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	水と緑の部 公園緑地課	(担当課確認中)
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり整備課	(担当課確認中)
民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	(担当課確認中)

第 6 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

(1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。
- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。
- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。
- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。
- この他、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。) が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。

○障害者差別解消法については、改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになっており、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、これまでは努力義務でしたが、施行後は義務に変わります。

○また、障害者雇用分野における差別禁止・合理的配慮提供の規定として、障害者雇用促進法第 36 条の 5 に基づき厚生労働大臣が定めた、いわゆる「合理的配慮指針」(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針) もあります。この指針は、労働者の募集及び採用について、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情の改善や、障がい者でない労働者との均等な待遇の確保又は障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善などのために、事業主が講ずべき措置に関して定めたものです。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第 9 条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

	実施	実施	実施	実施
--	----	----	----	----

事業名 (担当課)	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	(担当課確認中)			
指標等	現況		目標	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	(担当課確認中)
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域共生課	(担当課確認中)

第 2 項 支援人材の確保と質の向上

(1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計(全体)」によれば、本市の生産年齢人口割合は、2015 年の 67.4% から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針(令和元年度～令和 5 年度)」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○これを踏まえ、本市においても、福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、研修等を実施していきます。

○なお、千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の確保、育成、定着に資するよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修の実施等により、計画相談支援等の人材の定着や質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施 指定特定相談支援事業所数・指定障害児相談支援事業所数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 35・25	実施 35・25	実施 35・25	実施 36・26

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	就労支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、就労支援の担い手の質の向上を図ります。

第 3 部

第 7 期市川市障害福祉計画・
第 3 期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第7期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第3期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会

資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

また、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

さらに、地域生活に対する安心化を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備を更に進めるとともに、これらの機能を強化します。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、基幹相談支援センターとの役割を明確化し、効果的な連携が確保できるようにします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

取組にあたっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」との連携を図りつつ、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援や、障害児相談支援の充実を図るとともに、必要なサービスを活用し、地域の学校や保育所等において、支援を受けられるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを行うとともに、職員の職場環境の整備やハラスメント対策、ICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の効率化について、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力などを発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することとします。

具体的には、下表において、○人の入所者のうち○人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方がいるため、結果として入所者の数は○名の減となります。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	○人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	○人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減した人数
【目標値】 削減見込 (A - B)	○人 (5%)	
【目標値】 地域生活移行者数	○人 (6%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】	○回/年	

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	〇人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	〇回/年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,133 人となっています。

本市における「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 90 人となり、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援の充実を図ります。

本市においては、令和 2 年度から面的な体制により地域生活支援拠点等の整備を進めていますが、その機能の充実を図るため、年 1 回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。

なお、「地域生活支援拠点等」とは、以下のような事業を実施するために必要な機能を有する「拠点」又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する「体制」のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年〇回以上 実施	
【目標値】 強度行動障害を有する障が い者に関して、関係機関の 連携した支援体制の整備		

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

具体的には、次のとおりです。

① 就労移行支援事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上にすることを目指します。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割とします。

② 就労継続支援 A 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上にすることを目指します。

③ 就労継続支援 B 事業

3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

(1) 利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上にすることを目指します。

(2) 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以

上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	備考
令和3年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	○人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度中の 年間一般就労移行者数	○人 (Aの1.28倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和3年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数(B)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数	○人 (Bの1.31倍)	
令和3年度中の就労継続 支援A型事業における年 間一般就労移行者数(C)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労継続 支援A型事業における年 間一般就労移行者数	○人 (Cの1.29倍)	
令和3年度中の就労継続 支援B型事業における年 間一般就労移行者数(D)	○人	
【目標値】 令和8年度中の就労継続 支援B型事業における年 間一般就労移行者数	○人 (Dの1.28倍)	
令和3年度中の就労定着 支援事業における年間利 用者数(E)	○人	
【目標値】	○人	

令和 8 年度中の就労定着支援事業所における年間利用数	(E の 1.41 倍)	
【目標値】 令和 8 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 70%以上の事業所数の割合	25%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下を目標として設定します（項目と数値等については検討中）。

- ・ 令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充します。

項目	数値等	備考
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充	○人月	令和 8 年度末時点で

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	○件/年	令和 8 年度末時点で

【目標値】 地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	○件／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 個別事例の支援内容の検証 の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 主任相談支援専門員の配置 数	人	令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事 業所の参画による事例検討 の実施回数	○回／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事 業所の参画による事例検討 の参加事業者・機関数		令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の設置数		令和 8 年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の実施回 数	○回／年	令和 8 年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、

他方、障害福祉サービス等に係る費用の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

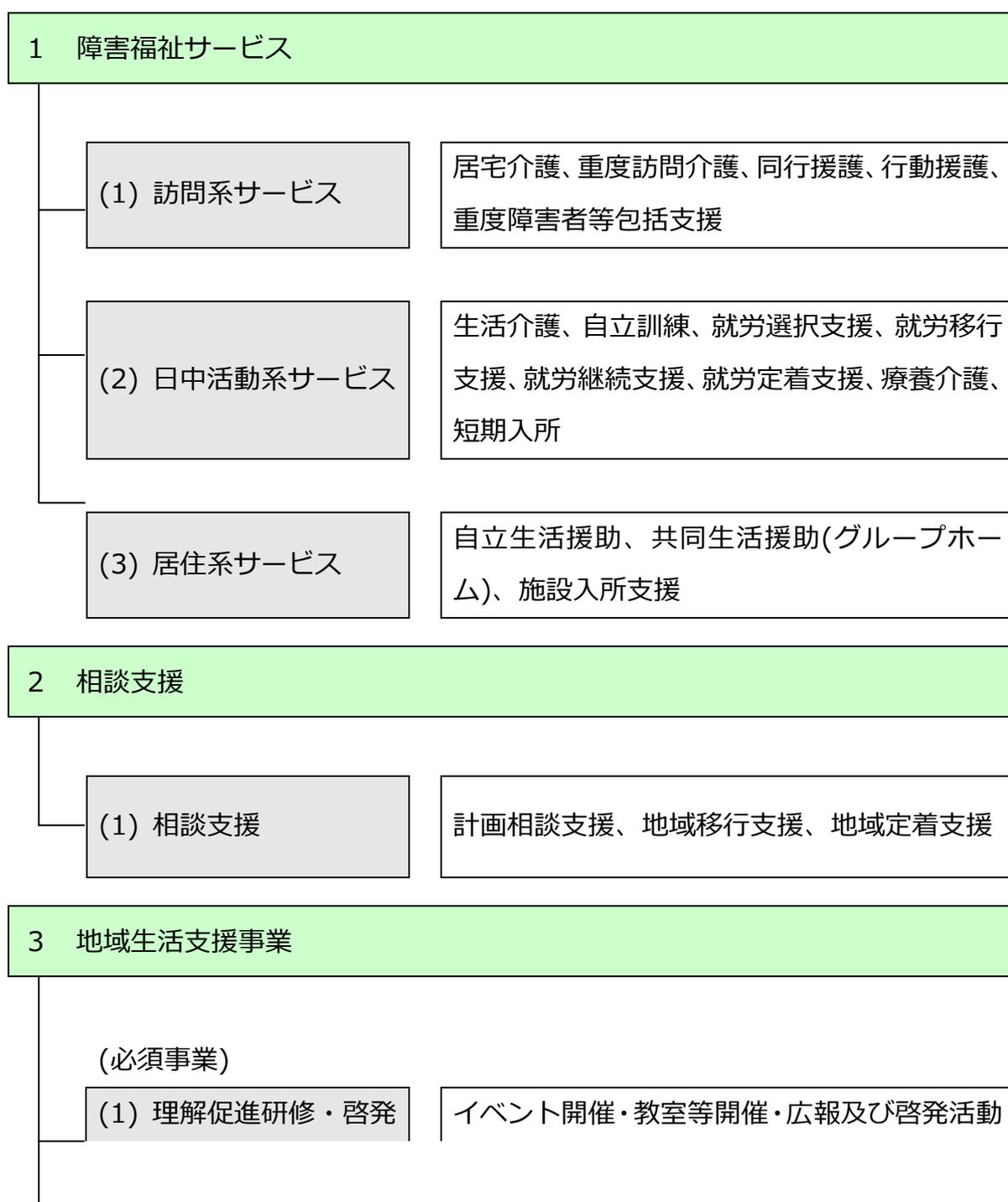
そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	○人／年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 ○回／年	令和 8 年度末時点で

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



事業	の実施等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

- 訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により、常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。
- 今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供

体制の整備を進めます。

- 重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせ利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
訪問系サービス	居宅介護				実人/月
					時間/月
	重度訪問介護				実人/月
					時間/月
	同行援護				実人/月
					時間/月
	行動援護				実人/月
					時間/月
	重度障害者等包括支援				実人/月
					時間/月

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- 市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

第2項 日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて支援を必要とする方に対し、短期間の生産活動等の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障されるA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の

	課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちの方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護等の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。
- 就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援 A 型（雇成型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- 就労継続支援 B 型（非雇成型）については、生きがいや社会的役割を獲得するな

ど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。

○就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。

○短期入所は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズの高まりがありますが、市内及び近隣市に資源が乏しいため、身近な場における事業所の整備が課題となっています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
日中活動系サービス	生活介護	(())	(())	(())	実人/月
		(())	(())	(())	延人日/月
	自立訓練（機能訓練）				実人/月
					延人日/月
	自立訓練（生活訓練）				実人/月
		()	()	()	延人日/月
	就労選択支援				実人/月
					延人日/月
	就労移行支援				実人/月
					延人日/月
	就労継続支援 A 型				実人/月
					延人日/月
就労継続支援 B 型				実人/月	
				延人日/月	
就労定着支援				実人/月	
療養介護				実人/月	

	短期入所（福祉型）	(())	(())	(())	延人日／月
		(())	(())	(())	実人／月
	短期入所（医療型）	(())	(())	(())	延人日／月
		(())	(())	(())	実人／月

(())内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(())内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、サービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障害者就労支援センター「アクセス」などによる連携や協働を進めていきます。
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図るとともに、引き続き、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の活用を図っていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

- 居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排泄等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント

に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

- 介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。
- 重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型のグループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
居住系サービス	自立生活援助	()	()	()	実人／月
	共同生活援助	()	()	()	実人／月
		(())	(())	(())	
施設入所支援				実人／月	

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(()) 内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、引き続き、「障害者グループホーム運営費補助金」事業等を活用し、運営を支援していきます。
- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的と

して家賃に対する助成を実施します。

- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上させるとともに、利用者からの利用希望情報の収集を通してグループホームへの入居が円滑に行われるように努めていきます。
- 重度の障がいのある人も受入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じてその課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○この節で扱う「相談支援」とは、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」を指します。「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、この「基本相談支援」に加えてそれぞれ「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う「2階建て」の事業形態となります。

特定相談支援事業

計画相談支援
基本相談支援

一般相談支援事業

地域相談支援
基本相談支援

- 「一般相談支援事業」の地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。
- サービス等利用計画案の作成については、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重するという考え方もあり、利用者自身がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」の活用もあります。しかし、今後、特定相談支援事業の整備を行うとともに、セルフプランの点検を図りながら、利用者のニーズを精査し、適宜、計画相談支援につないでいくことも必要と考えます。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
相談支援	計画相談支援				実人／月
	地域移行支援	()	()	()	実人／月
	地域定着支援	()	()	()	実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対してこの事業への参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会を活用することにより、特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「地域移行・定着協力病院」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスを「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、この「必須事業」に市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

○本市では、20以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成24年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談

支援センター「えくる」行徳ステーション)において整備されています。

- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と「指定特定相談支援事業」及び「指定一般相談支援事業」との適切な役割分担だけでなく、重層的支援体制整備事業や地域生活支援拠点等コーディネーターなどとの役割を明確にするるとともに、各関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
障害者相談支援事業				箇所
基幹相談支援センター				箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業				実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に設

置した運営協議会にて、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンターなど的高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行い、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、家庭裁判所への申立てに要する登記手数料及び鑑定費用等の経費や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。
- また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度利用支援事業				実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及びその活用に向けた体制の整備などを行っています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度法人後見支援事業				実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人養成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。
要約筆記者設置事業	要約筆記奉仕員を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○本市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者や要約筆記奉仕員を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。

○点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話通訳者派遣事業				延利用人／年
要約筆記者派遣事業				実利用人／年
手話通訳者設置事業				設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者や要約筆記者奉仕員を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障がい者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、本事業に関する需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
介護・訓練支援用具				延給付件数/年
自立生活支援用具				延給付件数/年
在宅療養等支援用具				延給付件数/年
情報・意思疎通支援用具				延給付件数/年

排泄管理支援用具				延給付件数/年
居宅生活動作補助用具				延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。
- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話奉仕員養成研修事業				実養成講習修了 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
移動支援事業				箇所
				実人／年
				延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

- 見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。
- 利用者の増大に合わせて、サービスの質の向上及び提供体制の確保が必要なことから、サービス提供に係る費用の見直しを図るとともに、必要な予算の確保に努めます。

第 10 項 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等からの移行により、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を求められています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
地域活動支援センターⅠ型				箇所
				平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅡ型				箇所
				平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅢ型				箇所
				平均実利用人数/日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名		実施内容
福祉ホーム事業		現に住居を求めている障がい者につき、低額な料 金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常 生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者 の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がい者の生活を支援するた め、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、 身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持 等により、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障 がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常 的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい 者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有 する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能 習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地 を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着 性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障がい 者に係る生活支援事業）		視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ 訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行う ことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進 を図ります。
社会参加促 進事業	失語症会話 パートナー 派遣事業	言語障害により意思疎通に支障のある失語症者の 社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナ ーを失語症者に派遣します。
	スポーツ・ レクリエー ション教室	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資 するレクリエーション活動などを開催し、障がい者 等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な

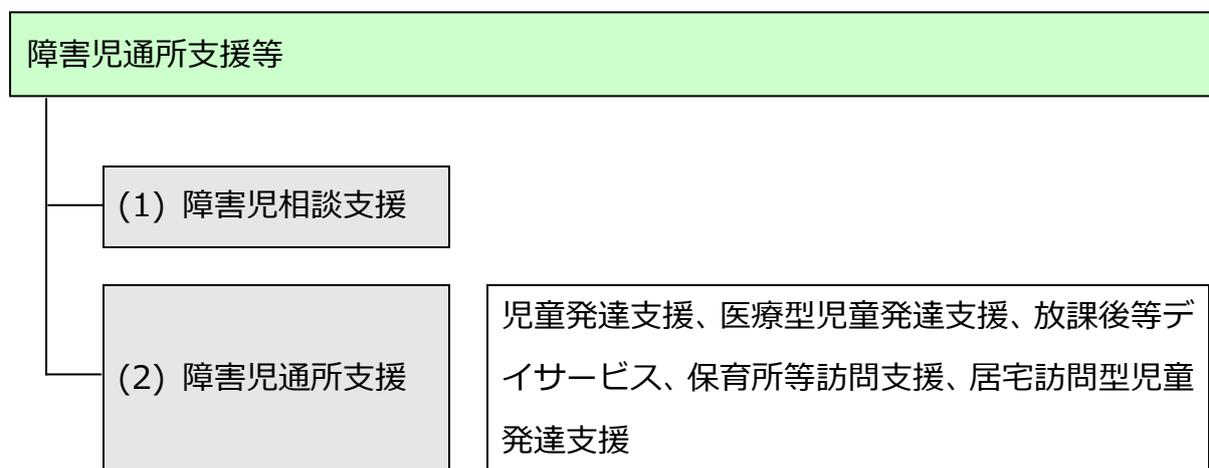
開催等事業	支援を行います。
芸術・文化講座開催等事業	障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行业事業	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。
奉仕員養成研修事業	
自動車運転免許取得助成事業	上肢、下肢または体幹に重度の障害を有する身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第 2 節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい以外で外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。
- 児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。
- 保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、家庭支援や地域支援機能を強化することにより、保護者への子育て支援や子どもの地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
障害児相談支援					実人/月
障害児通所支援	児童発達支援				実人/月
					延人日/月
	医療型児童発達支援				実人/月
					延人日/月

	放課後等デイサービス				実人／月
					延人日／月
	保育所等訪問支援				実人／月
					延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援				実人／月
					延人日／月

(4) 見込量を確保するための方策

- 身近な地域での支援が保障されるように他の部門（保健、医療、教育等）と連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障がいの特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。